

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和5年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託(令和5年度分)	10,955,120		10,955,120	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和5年04月01日	(単価契約) 定期健康診断(雇入時健康診断を含む。)の委託	予定総額 29,985,793		29,985,793	消防局総務部人事課	一般財団法人 京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和5年04月01日	(単価契約) 電力の供給(左京消防署他4施設)	予定総額 31,707,198		31,707,198	消防局総務部施設課	関西電力株式会社	政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	物品		
004	令和5年04月01日	(単価契約) 電力の供給(京都市消防局本部庁舎)	予定総額 61,227,021		61,227,021	消防局総務部施設課	関西電力株式会社	政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	物品		
005	令和5年04月01日	消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託(UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務)	5,500,000		5,500,000	消防局総務部施設課	株式会社たけびし	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和5年05月17日	京都市山科消防署整備工事 ただし、車庫シャッター改修工事	7,322,984		7,322,984	消防局総務部施設課	文化シャッター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
007	令和5年05月25日	回転翼航空機(JA911A:ひえい) 主要部品(燃料管制装置)の購入	34,100,000		34,100,000	消防局総務部施設課	日本エアロスペース株式会社	政令第11条第1項第1号	物品		
008	令和5年06月07日	回転翼航空機(JA02FD:あたご) 耐空証明検査前整備	41,470,000		41,470,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和5年07月21日	回転翼航空機(JA02FD:あたご) 耐空証明検査前整備(追加整備)	6,072,000		6,072,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和5年08月18日	回転翼航空機(JA911A:ひえい) 耐空証明検査前整備	60,487,000		60,487,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和5年08月28日	京都市消防局本部庁舎整備工事 ただし、中央監視設備改修工事	41,800,000		41,800,000	消防局総務部施設課	株式会社 たけびし	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
012	令和5年04月25日	大型はしご自動車分解点検(下京第2消防隊 京都800は971)	31,882,050		31,882,050	消防局警防部警防課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和5年06月27日	小型はしご自動車分解点検(右京第2消防隊 京都800は1176)	18,818,470		18,818,470	消防局警防部警防課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和5年04月01日	消防業務システム保守業務委託(令和5年度)	18,839,555		18,839,555	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和5年04月01日	ヘリコプターテレビ電話システム保守業務委託(令和5年度)	6,292,000		6,292,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和5年04月01日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託(令和5年度)	45,850,000		45,850,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	政令第11条第1項第1号	物品		
017	令和5年04月01日	多重無線回線ネットワーク保守業務委託(令和5年度)	23,713,800		23,713,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和5年04月01日	消防車両車載端末装置保守業務委託(令和5年度)	18,290,800		18,290,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和5年04月01日	消防指令システム保守業務委託(令和5年度)	87,560,000		87,560,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	政令第11条第1項第1号	物品		
020	令和5年05月01日	峰床山無線中継所非常用電源設備等更新業務委託	84,700,000		82,170,000	消防局警防部情報指令課	NECソリューションズ株式会社	政令第11条第1項第1号	物品		
021	令和5年09月14日	現場端末アプリケーション改修等業務委託	17,985,000		17,985,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和5年04月01日	救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約	52,525,000		52,525,000	消防局警防部救急課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和5年07月25日	救急救命士養成事業の委託	17,840,900		17,840,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム保守管理委託（令和5年度分）
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム  
（代表幹事）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,955,120円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステム（システム機器及びソフトウェア）の保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）の委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京北壺井町6番地 一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）29,995,793円
- 7 契約内容  
労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 委託業務の概要と契約の範囲等  
消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に各種健康診断を連携させ、日常の健康管理をはじめ、消防業務の特性から発生する突発的な健康障害に即応できる体制を構築するため、次の業務を契約し、同一の健診機関が以下の業務を実施することで、全ての健診情報を連携させ、当局の安全衛生体制を総合的に推進する。
    - ア 産業医  
次の事項を実施する。
      - (イ) 労働安全衛生規則第14条第1項の規定等に基づく事項
      - (ロ) その他当局の安全衛生施策に関する助言及び提言
    - イ 各種健康診断等の実施
      - (イ) 定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）
      - (ロ) 特殊健康診断（特定化学物質取扱者健康診断、第2種有機溶剤取扱者健康診断）
      - (ハ) 随時健康診断（結核感染検査）
      - (ニ) B型肝炎ワクチン接種に伴う血液検査
      - (ホ) 4種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）ワクチン接種に伴う血液検査
      - (ヘ) 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び集団分析
      - (コ) その他消防業務に起因する健康障害防止に必要な検査

(2) 契約理由（産業医と各種健康診断の連携）

消防職員はあらゆる災害現場において、安全・確実・迅速な活動をする必要があるため、消防職員の健康管理は非常に重要である。そのため、その健康管理を指揮する産業医は、消防業務の特性及び勤務形態等を熟知していなければならない。

また、各種健診業務は消防業務の特性から様々な健診に対応できる健診機関でなければならない。健康障害を予防し、又は最小限にとどめるためには、各種健診や心理カウンセリング等を産業医指示のもと即時に実施し、長期にわたる定期健康診断結果と連携・比較し、メンタル及びフィジカルの状態を判断する必要がある。

以上のことから、消防職員の健康管理は、消防業務を熟知した産業医の指示の下、その要求に的確及び即時に連携対応できる産業医所属の健診機関に各種健康診断を委託する。

(3) 随意契約の理由

職員の更なる「こころと身体の健康」の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイデアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で効率的な職場の安全衛生を推進していくためには、識見やアイデアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である「競争入札」には適さない。

また、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較する「プロポーザル」や、企画した成果物の良否を比較検討する「コンペ」については、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、「プロポーザル」や「コンペ」の方法で選任することもなじまないため、随意契約により契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医として宮川昌也氏を選任し、健診機関として同氏が所属する（一財）京都工場保健会を選定する。

(1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、凄惨な災害現場活動により受ける惨事ストレスの対策が特に必要となる。惨事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ宮川医師のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて消防業務の特性など必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、惨事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

ア 惨事ストレスに必要な情報等

惨事ストレス対応のカウンセリングは対象者の勤務実態、健康状況、ストレスの原因となる災害現場活動について、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できない。

そのため、消防業務をよく理解し、惨事ストレス対策を行うことが重要となる。

イ 惨事ストレス対策の可能な医師が希少であること

惨事ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について模索を続けているのが実情である。

#### ウ 選任する医師の能力等

宮川医師は、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、惨事ストレス対策に必要な情報等を有しており、当局の定期健康診断の結果に基づく意見やストレスチェックの実施、長時間勤務職員に対する面接指導や惨事ストレス対策等を実施している。

近年においては、伏見区で発生した大規模火災（京都アニメーション）に出動した隊員に対して、惨事ストレス対策に基づく面談等を実施している。

#### エ 他の産業医との比較

健診機関は、出動等を考慮し、勤務時間中に健診を実施するため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中に同等の情報等を有する者はない。健診機関に属さない産業医についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はいない。

### (2) 健診機関の選定理由

健診機関については、消防業務の特性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に当局の安全衛生に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する（一財）京都工場保健会は次のとおり、健診機関として健診体制においても選定すべき理由がある。

#### ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急・救助現場においては常に危険にさらされている。そのため、突発的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するために必要となる過去の健診情報が管理されていることやPTSD対策等の心身症対策を実施できることが条件となるが、（一財）京都工場保健会はこれらの条件を全て満たしている。

#### イ 機動性及び職員の利便性

当局は市内各所に多数の職員を抱えており、災害出動に備えるため、各消防署等へ巡回健診（年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上）によって健康診断を実施しており、一定の期間内に実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、感染症対策や惨事ストレス対策を即時に行うことがあることから、市内に各種健康障害に対応できる診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは（一財）京都工場保健会のみである。

#### ウ 良好な精度管理

（一財）京都工場保健会は、公益財団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、（一財）京都工場保健会を含む3施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、（一財）京都工場保健会は極めて高い評価を受けている。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）電力の供給（左京消防署他4施設）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
31,707,198円（予定総額）
- 7 契約内容  
左京消防署他4施設に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
競争入札に付し入札者がなかったため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
他に契約可能な事業者がなかったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）電力の供給（京都市消防局本部庁舎）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
61,227,021円（予定総額）
- 7 契約内容  
京都市消防局本部庁舎に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
競争入札に付し入札者がなかったため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由  
他に契約可能な事業者がなかったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託（UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極豆田町29  
株式会社 たけびし
- 6 契約金額（税込み）  
5,500,000円
- 7 契約内容  
消防局本部庁舎に設置のUPS設備及び中央監視設備・CCTV設備の保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備は、消防局の各種システム機器等をはじめ、庁舎内の各種設備及び環境を適正に維持管理するための最重要設備であり、適正な保守点検が必要である。  
点検作業には、設備の構造及び作業手順等を熟知し、点検の結果を的確に評価判定できる技能を有すること、また、機器の故障を発見した際にも、部品調達等を早急に行い、対応できることが求められる。  
点検作業を的確に実施するとともに、緊急時の早急な対応が可能であり、また、作業に伴う停電等の危険を回避しながら点検することが可能な業者は当該設備製造業者の三菱電機株式会社であり、同社の京都市内における唯一の代理店である「株式会社たけびし」と契約するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市山科消防署整備工事 ただし、車庫シャッター改修工事
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年5月17日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から3か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田藁屋町38-1  
文化シャッター株式会社 京都営業部
- 6 契約金額（税込み）  
7,322,964円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市山科消防署に設置されている車庫シャッターの改修工事である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該施設に設置されている車庫シャッターは、3枚のうち最北に設置の1枚が故障状態である。消防車両の出動に支障が出ていることから、工期を短縮するためには、文化シャッターが設置した既存のレール等を再利用する必要がある。  
さらに、3枚のうち最南の1枚は、格納車両の関係上、シャッターボックスは存置したまま、改修する必要がある。その際に、既設のシャッターボックスを、一部加工する必要がある。  
以上、2点を考慮すると、設置している器材の取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていないことから随意契約とした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	4,219,310	
計			4,219,310	
共通費				
共通仮設費	1	式	449,421	
現場管理費	1	式	974,817	
一般管理費等	1	式	1,036,452	
計			2,460,690	
工事価格	1	式	6,680,000	
消費税等相当額	1	式	668,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	7,348,000	



















## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A 9 1 1 A：ひえい）主要部品（燃料管制装置）の購入
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年5月25日
- 4 履行期間  
令和5年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区南青山一丁目1番1号  
日本エアロスペース株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
34,100,000円
- 7 契約内容  
燃料管制装置（アリエル2Cエンジン用）2式の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要となる。

また、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要がある、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

当市保有ヘリコプター、エアバス・ヘリコプターズ社製「AS365N3型」に搭載されているエンジンはサフランヘリコプターエンジンズ社製アリエル2Cであり、サフランヘリコプターエンジンズ社製部品を購入することができる日本で唯一の輸入販売代理店が日本エアロスペース株式会社であることから、日本エアロスペース株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年6月7日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
41,470,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A O 2 F D：あたご）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年7月21日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
6,072,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、当市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A 9 1 1 A：ひえい）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年8月18日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
60,467,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市消防局本部庁舎整備工事 ただし、中央監視設備改修工事
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年8月29日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区西京極豆田町29  
株式会社 たけびし
- 6 契約金額（税込み）  
41,800,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市消防局本部庁舎に設置されている中央監視設備を更新するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該設備は設置から15年以上経過し、今後不具合等が発生しても、部品の交換等の対応ができない状況である。  
現に、設備の一括管理機能等に不具合が見られることから、更新の必要があったもの。  
同設備は、三菱電機製のもので、取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていない。  
よって、保守点検等は三菱電機の代理店である株式会社たけびしと随意契約し、都度不具合等を把握し、保守に努めているところである。  
今工事は、独自ノウハウにて工事することが不可欠であり、事故や誤作動等を防止する観点から、保守点検を担う同社と随意契約することとした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	26,047,700	
計			26,047,700	
共通費				
共通仮設費	1	式	988,531	
現場管理費	1	式	5,965,743	
一般管理費等	1	式	5,198,026	
計			12,152,300	
工事価格	1	式	38,200,000	
消費税等相当額	1	式	3,820,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	42,020,000	







電気設備工事		中央監視設備			中央監視設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
FMS ファンティマゼシメントサーバ		1	式		1,360,000	
UPS 無停電電源装置		4	台	136,000	544,000	
監視PC		2	台	1,610,000	3,220,000	
FCP ファンティコントロールドevice FCP13		1	式		540,000	
FEP フロントエンドデバイス		1	台	376,000	376,000	
CR カートリーダー	テンキー付、ホワイト、警備付	1	台	154,000	154,000	
MIDC4 メインIDコントローラ	1台管理用	1	セット	395,000	395,000	
カード登録器	Felica及びMifare仕様	1	台	63,800	63,800	
CPR カラーサーブプリンタ	A4対応	1	式		271,000	
S-HUB スイッチングHUB	8ポート	2	台	16,300	32,600	
S-HUB スイッチングHUB	8ポート、ネットワーク管理機能付	1	台	71,000	71,000	
BEMSサーバ		1	式		1,130,000	
電気錠		1	式		51,000	
リモートI0-1		1	式		337,000	
リモートI0-2		1	式		337,000	

電気設備工事 細目別内訳

電気設備工事		中央監視設備			中央監視設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
リモートI0-3		1	式		337,000	
リモートI0-4		1	式		743,000	
リモートI0-5		1	式		358,000	
リモートI0-6		1	式		227,000	
予備品		1	式		17,000	
中央監視基本ソフトウェア		1	式		3,740,000	
中央監視オプションソフトウェア		1	式		5,140,000	
エンジニアリング費		1	式		1,490,000	
配線工事費		1	式		38,300	
据付・結線費		1	式		1,200,000	
試運転調整費		1	式		3,240,000	
撤去費		1	式		362,000	
消耗品雑材料費		1	式		61,800	
運搬費		1	式		41,200	
計					25,877,700	



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型はしご自動車分解点検（下京第2消防隊 京都800は971）
- 2 担当所属名  
消防局警防部警防課
- 3 契約締結日  
令和5年4月25日
- 4 履行期間  
令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタテクノス
- 6 契約金額（税込み）  
31,862,050円
- 7 契約内容  
大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定の設計業者にしか実施できないもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該車両を設計製造した業者のメンテナンス部門である株式会社モリタテクノスにしか分解点検を実施できないため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小型はしご自動車分解点検（右京第2消防隊 京都800は1176）
- 2 担当所属名  
消防局警防部警防課
- 3 契約締結日  
令和5年6月27日
- 4 履行期間  
令和5年12月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタテクノス
- 6 契約金額（税込み）  
16,618,470円
- 7 契約内容  
小型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定の設計業者にしか実施できないもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該車両を設計製造した業者のメンテナンス部門である株式会社モリタテクノスにしか分解点検を実施できないため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防業務システム保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444  
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
18,639,555円
- 7 契約内容  
システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検、障害発生時における障害発生要因の調査、システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務は、現在運用中の消防業務システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする専門的な知識、技術等が必要である。  
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは株式会社D T S W E S Tが、本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる知識及び技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知している株式会社D T S W E S Tのみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ヘリコプターテレビ電送システム保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6, 292, 000円
- 7 契約内容  
ヘリコプターテレビ電送システムのハードウェア及びソフトウェアの点検並びに障害発生時の応急対応の業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
比叡山無線中継所に設置しているヘリコプターテレビ電送システム受信基地局は、ヘリコプターから電送される信号を自動的に追尾し受信し、災害現場の状況を、通信衛星ネットワーク等を活用し、当局はもとより、内閣府（官邸）、総務省消防庁、京都府及び他都市の消防本部にも配信する基幹設備である。本保守業務を遂行するには、受信機等の各機器の分解及び調整が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。  
当該システムは日本電気株式会社が開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、一般には開示されない。令和5年4月1日から、ヘリコプターテレビシステム事業がグループ会社のNECネットエスアイ株式会社に業務移管され、その技術や情報は当該業者のみが所有することとなった。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
45,650,000円
- 7 契約内容  
消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務については、現在稼働中の消防救急デジタル無線システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能にする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業については、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
23,713,800円
- 7 契約内容  
多重無線回線の機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務については、現在稼働中の多重無線回線ネットワークの運用に支障を生じさせず、ネットワークの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防車両車載端末装置保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,290,800円
- 7 契約内容  
車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防車両車載端末装置とは、消防車両（ポンプ車、はしご車、救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており、消防指令システムからの出動司令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には、災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され、迅速な現場到着及び災害対応、病院搬送のために最も重要となる装置の一つである。  
本件は、消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。  
当該システムは日本電気株式会社が開発しており、そのハードウェア及び制御プログラム等については、排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、契約の相手方が特定されている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防指令システム保守業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）  
87,560,000円
- 7 契約内容  
消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼働を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。  
本委託業務については、現在稼働中の消防指令システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。  
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは平成24年度に株式会社日立製作所と契約し、京都市の地理特性等を踏まえた本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
峰床山無線中継所非常用電源設備等更新業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年5月1日  
(変更後) 令和5年7月3日
- 4 履行期間  
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 84,700,000円  
(変更後) 82,170,000円
- 7 契約内容  
経年劣化している峰床山無線中継所に設置の非常電源整備を更新するもの。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
  - ア 随意契約の理由  
無線中継所の非常用電源設備は多重無線ネットワークの一部として、消防局本部庁舎における警報表示や始動、停止させるリモート制御など、多重無線を介した独自の監視制御システムを構築しており、更新には当該システムへの接続情報が必要となる。また、非常用電源設備の更新に伴う電気設備の設置には、建設業法上の電気工事の許可が必要となる。  
監視制御システムは、日本電気株式会社が設計、開発及び製造したものであり、設計図書、接続情報等は、系列会社であるNECネットエスアイ株式会社のみで共有されており、一般には開示されていない。  
非常用電源設備の監視制御システムとの接続を行い、かつ建設業法上の電気工事の許可を有するのはNECネットエスアイ株式会社のみであり、当該業者に履行可能な業者が限定されることから、同社を選定するもの。
  - イ 契約変更理由  
峰床山無線中継所非常用電源設備の更新作業において、受注業者が行った詳細調査の結果、仕様書で指定した発電機性能よりも、より適切な発電機の性能が判明したため、受注業者から発電

機性能の見直しに関する提案があったもの。提案内容を精査した結果、コストダウンを図りながら施工できる事が確認できたため、契約の変更を行ったもの。

【変更内容】

発電機の性能変更

- (変更前) 定格出力 60kw以上  
          定格電圧 210/105V  
(変更後) 定格出力 30kw以上  
          定格電圧 200/100V

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
現場端末アプリケーション改修等業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和5年9月14日
- 4 履行期間  
令和5年9月14日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）  
17,985,000円
- 7 契約内容  
指揮者用携帯端末及び救急活動支援端末（以下「現場端末」という。）の端末更新に伴い、現場端末アプリケーションの改修業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在使用している指揮者用携帯端末及び救急活動支援端末（以下「現場端末」という。）のOSはandroid9であり、京都消防アプリケーション（以下「アプリケーション」という。）は同OSにおいて作動するよう製作されたものであるが、更新する現場端末のOSはAndroid12であるため、同端末において、アプリケーションが正常に作動するよう改修を行うもの。  
当該アプリケーションは、本市仕様として株式会社日立製作所が開発したものであり、改修等を実施することができるのは、当該アプリケーションを設計、製作し、制御プログラム等を開発した株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約
- 2 担当所属名  
消防局警防部救急課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
52,525,000円
- 7 契約内容  
救急救命士等に対する特定行為の指示を行う医師を1年間確保するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現場活動を行う救急救命士等が、心肺停止等の傷病者に対する特定行為（処置）を行う際、医師から具体的な指示を受ける必要がある。また、迅速な活動を要する現場活動において、早期に指示を受けることができる体制が確立していることも求められる。救急業務に精通した医師を24時間365日確保し、継続的に派遣することが可能であるのは当該相手方のみであるため契約を締結。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の記載に同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名  
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日  
令和5年7月25日
- 4 履行期間  
令和5年8月22日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東柵尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
17,840,900円
- 7 契約内容  
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義、臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他